

15 御真影奉還に関する件通牒

〔昭和五年十一月〕

号	定決裁	月日	文書課長	送発	月日	起案者	(鬼木)
---	-----	----	------	----	----	-----	------

昭和五年十一月十日起案

庶務掛長 (佐藤)

大臣 次官 秘書課長

(注記1)

通牒案 (書留)

年月日

文部次官

(注記2)

地方長官宛

通牒

曩ニ貴管下各学校へ御〔下賜〕〔貸下〕相成タル

今上天皇

皇后両陛下御真影 (合計、校分)

(学校数ハ別紙府県別表ノモノヲ記入ノコト) 今般全部奉還ノ
 上新二〔御取替〕〔御下賜可被為在旨宮内省ヨリ通牒有之タルニ
 付左記事項御了承ノ上別便送付ノ奉還名簿 (朱罫) 拝戴名簿
 (黒罫) 二所要事項記載ノ上各式通〔計四通〕ヲ来ル十一月二十
 三日迄二本省へ到着ノ予定ヲ以テ遅滞ナク御送付相成度依命通
 牒ス

記

(下 札)

一、奉還名簿ニハ昭和三年十月御^(加筆)〔貸〕下^(抹消)〔賜〕以来ノ分ヲ拝戴當時ノ学校名^(抹消)ヲ其儘全部記入ノコト

但シ(イ)焼失等ニ依リ事實奉還不能ノ分ニ対シテハ備考欄

ニ其旨朱記ノコト (例何年何月何日焼失何年何月何日文部大臣宛報告済等)、(ロ)

校名改称、廃校、変色等ノ分ハ備考欄ニ其旨朱記ノコト

二、拝戴名簿ニハ前項奉還名簿中今般新ニ御下賜可被為在御真影^(抹消)ヲ^(抹消)拝戴希望ノ学校名ヲ記入ノコト

但シ前項(イ)ニ該当ノ学校ニハ御下賜不被為在ニ付記入セザルコト

三、拝戴名簿ニハ御真影^(加筆)ヲ未ダ拝戴シタルコトナク今回初メテ拝戴希望ノ学校ハ之ヲ含メザルコト

四、奉還並伝達ハ来ル十二月一日ヨリ^(抹消)〔同二十日〕^(加筆)〔昭和六年一月末日〕迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ見込ニ付予メ御含^(加筆)〔置〕相成度其ノ地方別日程ハ近日中通知ス

五、奉還並伝達ハ右地方別日程ニ依リ同日之ヲ行フニ付当日^(抹消)〔午前十時迄〕^(加筆)〔午前十時迄〕貴庁係官ハ奉還スベキ御真影ヲ奉持ノ上宮内省構内ニ臨時ニ設ケタル文部省出張所^(抹消)〔トス〕^(加筆)〔二〕御出頭相成度

六、奉還並伝達ノ場所ハ^(抹消)〔六〕奉還並伝達ノ為要スベキ御真影ノ包装並取扱等ニ就テハ不敬ニ亘ラザル様特ニ御注意相成度

七、奉還並伝達ノ途上御警衛ニ就テハ警察官ノ同行ヲ希望スルモ、東京発着各駅^(加筆)〔ト宮内省間〕^(抹消)〔迄〕ノ御警衛方ニ就テハ予メ当省ヨリ警視庁ヘ交渉ス

八、奉還並伝達ノ途上御警衛ニ就テハ警察官ノ同行ヲ希望スルモ、東京発着各駅^(加筆)〔ト宮内省間〕^(抹消)〔迄〕ノ御警衛方ニ就テハ予メ当省ヨリ警視庁ヘ交渉ス

九、奉還並伝達ノ為ニ要スル特別列車^(抹消)〔八〕配給方ニ就テハ予メ当省ニ於テ鉄道省ニ交渉シ各地方庁ニ於テ奉還スベキ御真影積込当日迄ニ送車可致ニ付貴庁ニ於テモ前以テ最寄駅ニ御打合相成度尚^(抹消)〔ヲ〕列車到着ノ日時等詳細ハ追テ通知ス

追記

輸送計画交渉上必要ニ付列車ニ依ラス自動車ヲ用ヒラル、向ハ其旨^(抹消)〔五〕折返シ御申出相成度

以上

知ス

以上

追記

輸送計画交渉上必要ニ付列車ニ依ラス自動車ヲ用ヒラル、向ハ其旨^(抹消)〔五〕折返シ御申出相成度

八其旨^(抹消)〔五〕折返シ御申出相成度

〔注記1〕

〔記録掛/22・5・12/受領〕

〔注記2〕

〔四六〕〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

〔四六〕〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

〔四六〕〔簿冊内件名番号〕

限 / 枚数

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第1冊〕 文部
省^(加筆) 3A.30-5.1044